



電話のユニバーサルサービス制度に基づく 補填対象額算定に用いる入力値の見直しについて

令和 8 年 8 月
事務局

電話のユニバーサルサービスの定義(電気通信事業法第7条第1号)

- ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)とは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電話に係る電気通信役務であって総務省令で定めるもの。

電話のユニバーサルサービスの範囲(電気通信事業法施行規則第14条)

- 加入電話
 - ・固定端末系伝送路設備に相当するもの(加入者回線アクセス)
 - ・緊急通報(警察110番、消防119番、海上保安庁118番)
- 第一種公衆電話(戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においてはおおむね1km四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね2km四方に1台の基準※により設置される公衆電話)
 - ※ 令和13年度までの間、市街地においてはおおむね1km四方に1台以上かつおおむね500m四方に1台以下、それ以外の地域においてはおおむね2km四方に1台以上かつおおむね1km四方に1台以下の基準により設置される公衆電話について、電話のユニバーサルサービスの対象とみなす。

- ・市内通信
- ・緊急通報

- 災害時用公衆電話
- 加入電話に相当する光IP電話 ※補填対象外

- ・固定端末系伝送路設備に相当するもの
- ・緊急通報

- ワイヤレス固定電話

※ 年度末時点のワイヤレス固定電話の導入回線が全国5,000回線以上の場合は、ワイヤレス固定電話と同じ地点に加入電話があるものとして、収容局ごとの加入者回線単価を計算し、補填額の算定対象原価には、ワイヤレス固定電話である回線による寄与分は含めない。

- ・端末系伝送路設備に相当するもの
- ・緊急通報

該当する具体的なサービス

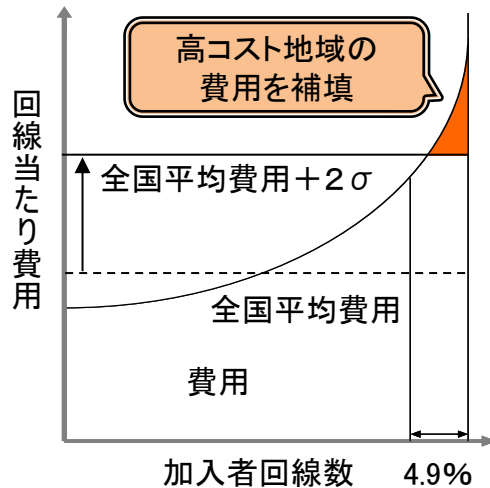
加入電話、緊急通報、公衆電話



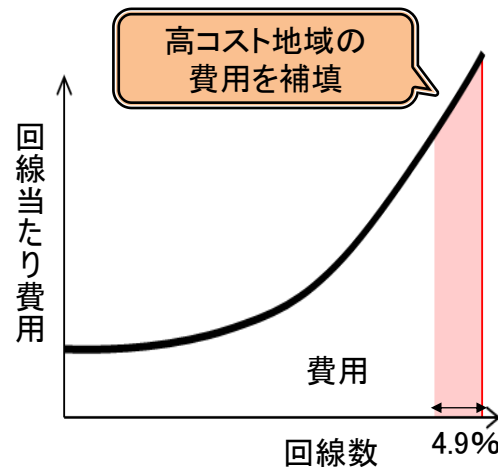
※ 携帯電話、電子メール等はユニバーサルサービスではない。

- 補填対象額の算定対象は、**加入者回線**（加入電話のアクセス回線）、**緊急通報**（※1）及び**第一種公衆電話**（※2）。
- 補填対象額の算定は、**長期増分費用モデル**（LRICモデル）を用いて行う。
 - （1） 加入者回線については、**高コスト地域**（上位4.9%）（※3）を特定した上で、**ベンチマーク方式**（全国平均費用＋2σを超える部分）に基づき収容局ごとに補填対象額を算定。
 - （2） 緊急通報については、**高コスト地域**（上位4.9%）に対応する費用を基に補填対象額を算定。
 - （3） 第一種公衆電話については、全ての収容局で赤字であることから、高コスト地域の特定を行わずに、**収入費用方式**（費用と収益の差額を補填対象額とする方式）により補填対象額を算定。

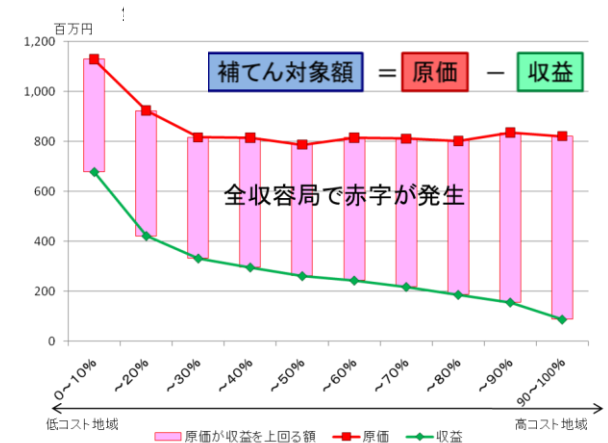
（1）加入電話



（2）緊急通報



（3）公衆電話



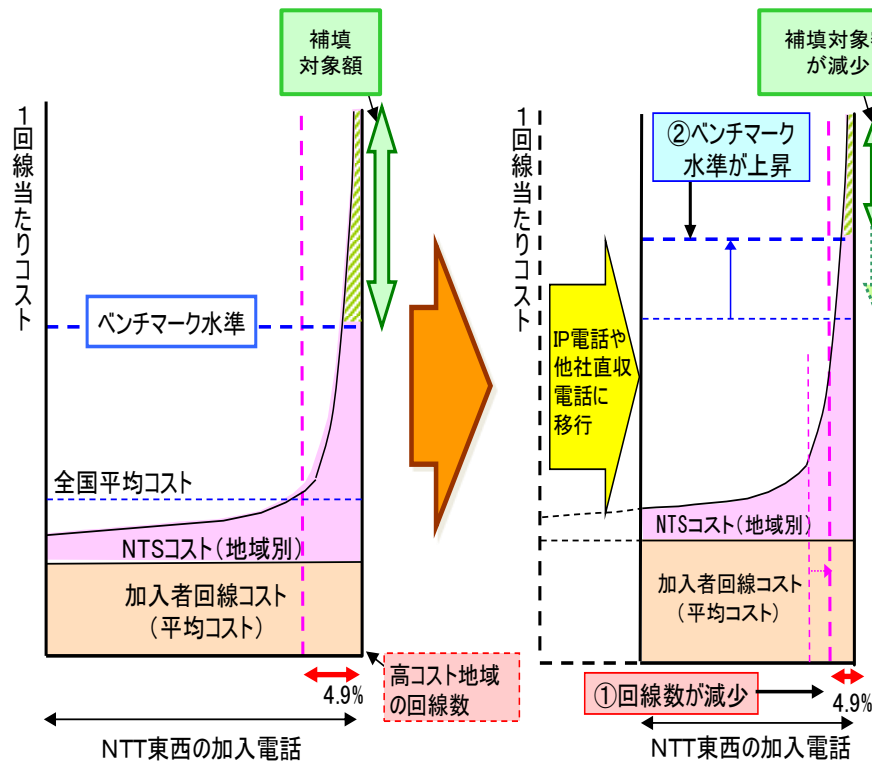
（※1） 警察110番、消防119番、海上保安庁118番。

（※2） 戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においてはおおむね1km四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね2km四方に1台の基準により設置される公衆電話。
 なお、令和13年度までの間、市街地においてはおおむね1km四方に1台以上かつおおむね500m四方に1台以下、それ以外の地域においては
 おおむね2km四方に1台以上かつおおむね1km四方に1台以下の基準により設置される公衆電話について、電話のユニバーサルサービスの対象とみなす。

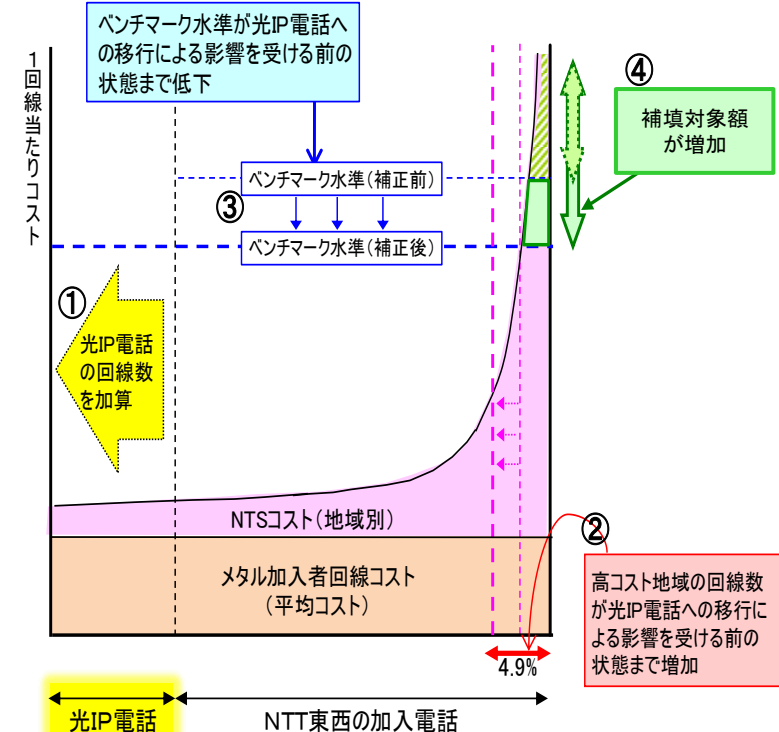
（※3） 光IP補正（加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正）を行ったもの。

- 加入電話から光IP電話への移行の進展によって、加入電話の回線数が減少し補填対象額が減少する一方で、加入電話の加入数の減少に応じて加入電話の維持コストを減少させることが困難であることを踏まえ、高コスト地域におけるユニバーサルサービスの維持が困難とならないよう、**加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算した上で、加入電話の補填対象額を算定**（いわゆる「光IP補正」）。

＜IP化の進展に伴うコスト算定方法への影響＞



＜補正方法＞



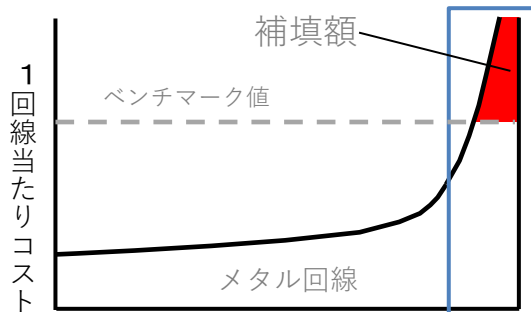
○ 加入電話の一部がワイヤレス固定電話に置き換えられた場合の補填額の算定方法は、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて取り扱い、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果に対応する金額を控除。

・ワイヤレス固定電話と同じ地点に加入電話があるものとして、収容局ごとの加入者回線単価を計算。（①）

・補填額の算定対象原価には、ワイヤレス固定電話である回線による寄与分は含めない。（②）

※ ただし、年度末時点のワイヤレス固定電話の導入回線が全国5,000回線未満の場合は、
ワイヤレス固定電話が導入されていない場合（ワイヤレス固定電話も加入電話である場合）の補填額とする。

※ ワイヤレス固定電話は令和7年度末時点で、全国1,577回線（東：317、西：1260）。

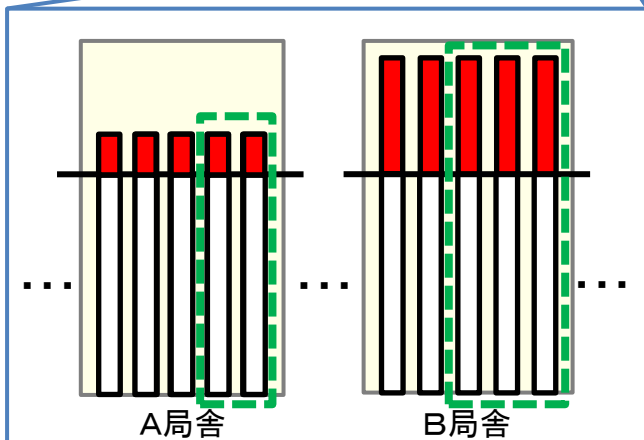


補填額算定における加入者回線に係る基本的な考え方

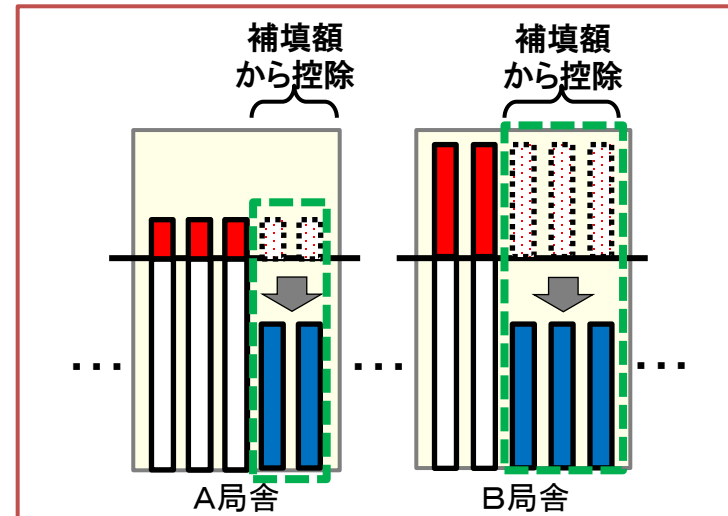
①ワイヤレス固定電話が導入されていない（ワイヤレス固定電話も加入電話である）と仮定して補填額を算定（左下図）

②実際にはワイヤレス固定電話である回線による補填額への寄与を控除（ワイヤレス固定電話の単価はベンチマーク値以下とみなす）（導入回線の数が多い場合）（右下図）

①



②



■ 基本的考え方

(1) 使用データ

令和8年度接続料の算定に用いた入力値等により最新のデータに更新。一部、フォワードルッキング性を考慮。

(2) 算定に用いるモデル

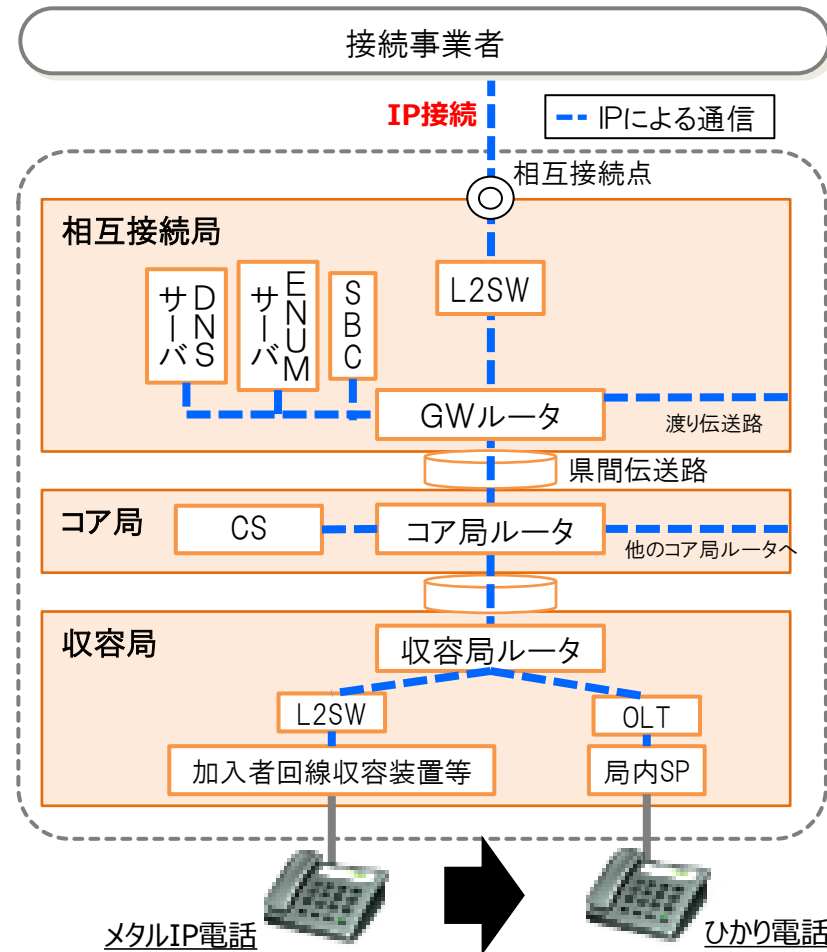
第9次IP-LRICモデルを使用。

■ 入力値の見直し方法

入力値項目	見直し方法
接続料算定に用いる入力値と共通の入力値項目	
(1) 実績値ベースのもの ケーブルの単価、各種設備の対投資額比率、報酬率 等	最新のデータに更新するため、令和8年度接続料の算定に用いた入力値を適用。 ⇒ 資料2-1 1ページ 参照
(2) フォワードルッキング性を考慮したもの ケーブルの施設保全費 等	令和6年度実績値を基に入力値を推計。 ⇒ 資料2-1 4ページ 参照
(3) 経済的耐用年数の推計を行ったもの メタルケーブル、伝送装置、公衆電話の経済的耐用年数 等	令和7年度接続料の算定に用いた経済的耐用年数を適用。 ⇒ 資料2-2 参照
コスト算定のために追加的に必要となる入力値項目	
○ 緊急通報に係るもの 専用線月額基本回線料、一般専用収支率 等	事業者からの提案値を基に検討。 ⇒ 資料2-1 4ページ 参照
○ 第一種公衆電話に係るもの 公衆電話端末1回線当たり施設保全費、公衆電話単価 等	

○ IP-LRICモデルではルータ等により網を構成。

IP-LRICモデル(第9次)



收容局単位の経済比較により、**メタル回線を光回線とみなす**ことが可能なロジックを有する。

情通審「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次答申」(令和8年3月)

第2章 電話のユニバーサルサービスに係る交付金制度

第1節 令和7年度以降の算定方法

3 検討の方向性

いずれの論点についても、現行の交付金制度については、今後、新たな交付金制度が開始されるまでには、新たな交付金制度と一体性・整合性を有し、運用コストにも十二分に配慮された内容に見直していく必要があること、それまでの間に異なる算定方法を適用すれば、第一種適格電気通信事業者や支援機関に過度な事務負担を生じさせること、NTT 東西によるメタル回線の巻取りと代替サービスへの移行により、電話のユニバーサルサービスは現在過渡期にあると言える中で、その詳細はまだ明らかではなく、議論の基礎を欠くことは共通している。これらの事項について留意の上、各論点については、下記のとおり考えることが適当である。

(1) 第9次IP-LRICモデルのみに基づく算定

NTT東西によるPSTNマイグレーションは令和7（2025）年1月までに完全に完了していることを踏まえ、また、音声接続料の算定と同様の運用にするとという観点から、令和8（2026）年度・令和9（2027）年度認可申請分においては、第9次IP-LRICモデルのみに基づき算定を行うことが適当である。

(2) 実際の回線種別に基づく算定

NTT東西によるメタル回線の巻取りと光回線への置換えは、令和17（2035）年度に向けて、今後順次実施されていく予定であり、まだ本格化していないことを踏まえ、また、音声接続料の算定と同様の運用にするとという観点から、令和8（2026）年度・令和9（2027）年度認可申請分においては、実際の回線種別に基づき算定を行うことが適当である。

(3) FRTの台数に係るモデル外補正の継続

LRIC方式については、現在、接続政策委員会において、その廃止も選択肢の一つとして議論されており、加えて、LRICモデルの改修には相応の期間やリソースを要することから、当分の間は、FRTの台数に係るモデル外補正を継続することが適当である。

(4) その他

代替サービスへの移行に係る費用を交付金による補填の対象とするのか、代替サービスについてどのように算定するのかといった点については、NTT東西の具体的な移行計画等を踏まえて検討を行うことが適当である。

(参考) 合算番号単価等の推移

8

認可年度 (コスト年度)		H18年度 (H17)	H19年度 (H18)	H20年度 (H19)	H21年度 (H20)	H22年度 (H21)	H23年度 (H22)	H24年度 (H23)	H25年度 (H24)	H26年度 (H25)	H27年度 (H26)	H28年度 (H27)	H29年度 (H28)	H30年度 (H29)	R1年度 (H30)	R2年度 (R1)	R3年度 (R2)	R4年度 (R3)	R5年度 (R4)	R6年度 (R5)	R7年度 (R6)	
合算番号単価 (月・番号)		7円	6円	8円	8円	7円	前半:5円 後半:3円	3円	3円	2円	前半:2円 後半:3円	前半:2円 後半:3円	2円	前半:2円 後半:3円	2円	3円	2円	2円	2円	前半:2円 後半:3円	2円	
補填対象額 (百万円)(※)	加入電話 (基本料)	12,011	9,243	13,787	14,493	10,953	7,081	3,503	2,975	2,970	2,958	3,139	2,887	2,794	2,786	2,822	2,754	2,591	2,700	2,807	2,834	
	加入電話 (緊急通報)	83	73	62	60	49	51	40	44	53	60	57	61	37	33	41	48	44	28	25	11	
	第一種 公衆電話	3,083	4,245	4,190	4,261	4,193	3,974	3,820	3,861	3,862	3,742	3,732	3,571	3,713	3,810	3,798	3,980	3,722	3,987	3,535	3,667	
	合計	15,178	13,561	18,040	18,814	15,195	11,106	7,363	6,880	6,885	6,760	6,927	6,520	6,545	6,628	6,662	6,781	6,357	6,715	6,367	6,512	
算定方式	適用 モデル	第3次PSTNモデル			第4次PSTNモデル			第5次PSTN モデル		第6次PSTNモデル				第7次PSTNモデル			第8次PSTNモデル			第8次PSTNモデル ＋第9次IPモデル		
	ベンチ マーク	全国 平均	全国平均＋2σ																			
	IP補正	—			加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算																	
PSTNモデル における NTSコスト 付替え (ユニバ側)		1／5	2／5	3／5	FRT－GC間伝送路コスト																	
					3／5	2／5	1／5	0／5														
					その他NTSコスト																	
					4／5	5／5																

(※) 補填対象額は、NTT東日本・西日本の合計(各年度の認可ベースの額)

令和8年8月中旬

- ・ 総務省からNTT東日本・西日本へ原価算定に用いるモデルを通知

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「算定等規則」という。）第15条第1項において、第一種適格電気通信事業者は、電気通信設備の設備管理部門の原価の算出に当たっては、資産及び費用を、総務大臣が通知する手順により整理することとされている。

令和8年8月末まで

- ・ NTT東日本・西日本から支援機関へ原価等の届出

算定等規則第6条第1項において、第一種適格電気通信事業者は、年度経過後5月以内に原価及び収益の額を支援機関に届け出ることとされている。

令和8年9月

- ・ 支援機関が令和9年1月からの番号単価を算定

平成18年総務省告示第429号第2条第1項において、番号単価は、原則として毎年度9月に算定するものとされている。

令和8年9月末まで

- ・ 支援機関から総務省へ交付金及び負担金の額等の認可申請

算定等規則第4条及び第28条第1項において、第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法の認可の申請は、年度経過後6月以内にすることとされている。